

所沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
所沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成23年条例第19号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

所沢市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の  
次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条、第3条及び第4条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活  
動費」に改める。

第5条の見出しを「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)」に改  
め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第4  
項とし、同条第2項中「規則」を「別表」に、「政務調査費」を「政務活動費」  
に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動  
費」に、「規則」を「別表」に、「調査研究」を「政務活動」に改め、同項を  
同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、住民相談、各種会議  
への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動そ  
の他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付す  
る。

第6条及び第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に  
改める。

第8条に次の1項を加える。

2 所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第5条各号に規定する者  
は、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第10条とし、  
第8条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

政務活動費の使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究その他の活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究その他の活動のため必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究その他の活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究その他の活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
維持費	議員の行う調査研究その他の活動のため必要な経費 (消耗品・備品・事務機器購入費、リース代、通信運搬費等)
会派共用費	所属する会派において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費 (消耗品・備品・事務機器の購入費、リース代、ファクシミリ等通信料・コピー使用料等、会報・研修等、通信運搬費等)
その他の経費	上記以外の経費で、議員の行う調査研究その他の活動に必要な経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の所沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の所沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(所沢市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 所沢市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。